

松阪市立大江中学校区 再編活性化に関わる意見聴取会

松阪市教育委員会事務局
教育総務課 学校活性化推進室

南小学校 体育館

令和7年5月27日（火）19:00～20:30

＜＜MEMO＞＞

■「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」(R5.3策定)の概要

背景

- 少子化、児童生徒数の減少に伴う「学校の小規模化」の進行
⇒ 教育環境の変化、教育条件への影響が懸念
- 子どもたちにとってより良い教育環境の実現
⇒ 一定の学校規模の確保が必要

適正規模の基本的な考え方

- ・ 学校生活において、多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら切磋琢磨し、社会性や協調性を育む機会が確保できる規模であること
- ・ 個に応じたきめ細やかな指導をするための少人数学習や習熟度別学習など、表現力、思考力、判断力を養うための多様な学習形態を取り入れた教育が可能となる規模であること
- ・ クラブ活動や部活動において、児童生徒のニーズに応じた多様な活動を編成・実施できる規模であること
- ・ 一定の教職員数が確保でき、互いに研究・協議を行いながら指導の充実を図るとともに、経験年数、専門性、男女比率等、バランスのとれた教職員を確保できる規模であること
- ・ 中学校において、各教科に専門の教職員を適切に配置できる規模であること
- ・ 体育、音楽、道徳、学級活動等の学習指導及びグループ学習や、求められている主体的・対話的で深い学びの実現に向け、制約が生じることがないような規模であること

学校規模適正化を検討する範囲（対象校）

現年度から6年後において「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回ると見込まれる学校（※現年度：令和4年度）

※松阪市として最低限確保したい学校規模

- <小学校> 6学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年120人程度）
<中学校> 3学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年60人程度）

学校規模適正化の方策

- (1) 通学区域の見直し
原則、同一中学校区内での実施が望ましい。
国道、河川、鉄道等の地理的要素も勘案して検討する。
- (2) 隣接校との統合
3校以上や中学校区全体で検討する場合もあり得る。
原則、既存の学校施設を活用することとし、
大規模改修の際には、将来を見越して計画的かつ効率的に実施する。
- (3) その他の方策
適正化対象校が、地理的条件等により(1)(2)の手法が困難な場合や、
他にはないような特徴的な学びの形態を有する場合に検討する手法
①小中一貫教育、②小規模特認校制度、③特色あるカリキュラムの編成 など

検討時期

優先順位を付けて検討していく。

- 短期的な取組 ①現存する複式学級の解消 ②将来的な複式学級の抑制
中長期的な取組 ③現存する20人未満単学級の解消 ④将来的な20人未満単学級の抑制

※20人未満単学級＝松阪市として最低限確保した学校規模（各学年1学級以上、1学級20人程度、全校で120人程度）を下回っている学校規模のこと。

■小中学校の学級数・児童生徒数（令和7年5月1日現在）

小学校	全体		1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援		複式
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	
南	6 (5)	49 (46)	1	5	-	8	1	5	1	11	1	7	1	10	1	3	2, 3年

中学校	全体		1年		2年		3年		特別支援		複式
	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	
大江	3 (3)	25 (25)	1	6	1	11	1	8	0	0	—

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童生徒数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

南小学校 現在複式学級あり ⇒ 第1期 対象校に該当

大江中学校 現在20人未満単学級 ⇒ 第3期 対象校に該当



■ 令和5年度から大江中学校区全体で再編活性化の検討を開始 ■

■想定される再編活性化の方策

1. 大江中学校、南小学校ともに再編（隣接校との統合）
2. 大江中学校、南小学校ともに再編を見送り（その他の方策）

■再編活性化に関わる協議経過

平成 26 年度

国手引の策定「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」（文部科学省）

令和 2 年度

7 月 松阪市学校規模適正化検討委員会による検討開始（答申まで 12 回開催）

令和 3 年度

7 月 アンケートの実施「子どもたちのより良い教育環境について考えるアンケート」

令和 4 年度

10 月 検討委員会による答申「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置について」

3 月 基本方針の策定「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」

令和 5 年度

6. 1 大江中学校区 学校運営協議会役員（市教委から説明）

6. 9 大江中学校区 学校運営協議会役員（市教委との協議）

6.27 大江中学校・南小学校・みなみこども園・大石幼稚園 各 PTA 役員（CS から説明）

8. 1 保護者全体に対する説明会（CS 主催）

10. 1 大石公民館だより 10 月号発行（地域全体周知）

11.15 大江中学校区 学校運営協議会役員（市教委との協議）

12.22 意見書 提出（学校運営協議会から市教育委員会へ）

1.31 大江中学校区 学校運営協議会役員（市教委との協議）

令和 6 年度

5.24 大江中学校区 学校運営協議会役員（市教委との協議）

3.11 みなみこども園 移転改築事業 保護者説明会（市こども未来課から説明）

令和 7 年度

4.18 大江中学校区 学校運営協議会（市教委との協議）

5.27 大江中学校区 再編活性化に関わる意見聴取会

「大江中学校・南小学校における再編活性化の方向性の確認」

■大江中学校区における取組経過

平成 28 年度

南小学校から大江中学校への進学者が 0 人（他の中学校を選択）

平成 29 年度

大江中学校の将来を考える協議会の設立

平成 30 年度

松阪市教育委員会が大江中学校区を「学力向上推進事業」に指定

平成 31 年度（令和元年度）

大江中学校区 学校運営協議会 準備委員会の設置

令和 2 年度

大江中学校区 学校運営協議会の設置

松阪市教育委員会が大江中学校区を「未来を切り拓く力育成モデル校区事業」に指定

令和 3 年度・令和 4 年度～現在

地域が支える魅力ある園・学校の取組や少子化が進む地域の園・学校の在り方について協議し、地域・家庭・学校が一体となってその実現をめざす。

・小中一貫教育モデル

「15 歳の春」に向けて、小中学校共通の目標「愛する郷土に学び 大江の未来を切り拓く子の育成」を設定

・小さな校区の大きな挑戦

1) 探究型学習「大江プロジェクト」

小学校 6 年生と中学生とが一緒に活動する異校種、異学年の協働学習

地域を知り、地域について考える「地域学習」

2) 相互乗り入れ指導

小中学校の教員が相互に赴き指導

3) 言語能力の育成

日本語検定、英語検定、英検ジュニアの受験に取り組み、言語能力を育成

教育応援基金「未来ポッケ」からの助成

4) ICT 活用

市内の学校よりも一歩早く ICT を導入

5) 健康教育

小学校 6 年生からの柔軟な部活動を行い、地域指導員、社会教育団体との連携

大江中学校にサッカー部が発足

令和 5 年度

学校運営協議会「大江中学校区における今後の教育方針」を策定

令和 7 年度

学校運営協議会「大江中学校区で進める教育活動について・15 の春プロジェクト」を策定

■大江中学校区で進める教育活動

基本理念：『愛する郷土に学び 未来を切り拓く子の育成』

15年間の連続した学びの充実による、今求められる資質・能力の育成

同一地域内にて、こども園・小学校・中学校の連携を図ることにより、子どもの「学び」と「育ち」を中心に置いた取組を推進するなど、松阪モデルの構築をめざす。



- ・校区が1小1中である特性を生かし、学校運営協議会を中心として、こども園も含めた「地域全体で支える魅力ある園・学校づくり」の取組を継続する。
- ・こども園の小学校施設内への移転に伴う園・小・中との連携を「15の春プロジェクト」としてさらなる強化を図り、15年間の連続した学びの充実をめざす。
- ・教育応援基金「未来ポッケ」のさらなる活用を進める。
- ・教育委員会に対して、「小規模特認校制度」の導入を要望・提案する。

■再編活性化の方向性

○大江中学校、南小学校の再編を、当分の間、見送り、
今後の児童生徒数や地域と学校の活性化の状況を注視していく。

- ・教育委員会として、特色ある学校運営として「小規模特認校制度」を導入することにより、他の校区からの流入を図る。

特色ある教育を推進している小規模校で学びたい、学ばせたいという希望者が、一定の条件を満たせば、従来の通学区域を越えて転入学できる制度
実施校：飯高中学校区（飯高中、宮前小、香肌小）

○今後、再編活性化の検討を再開する際には、児童生徒数や地域と学校の活性化の状況を踏まえた上で、中学校区全体で一体的に検討するものとする。

- ・児童生徒数の自然減・社会減
校区内の子どもたちが減少しすぎることによって学校運営が成り立たなくなる。
中学進学時における他校区への転出が増加する。 など
＝南小学校から大江中学校への進学者の堅調な推移、複式学級の発生状況や小規模特認校制度の活用者数が、今後における一定の目安となり得る。

【資料】小中学校の学級数・児童生徒数の将来推計（令和 6 年 5 月 1 日時点データに基づく）

小学校	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
南	6 (5)	50 (48)	6 (5)	50 (48)	5 (4)	46 (44)	5 (4)	51 (49)	5 (4)	50 (48)	6 (5)	48 (47)	4 (4)	43 (43)

中学校	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒
大江	3 (3)	31 (31)	3 (3)	27 (27)	3 (3)	30 (30)	3 (3)	28 (28)	3 (3)	31 (31)	3 (3)	25 (25)	3 (3)	24 (24)

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童生徒数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

【資料】小中学校の学級数・児童生徒数の推移（平成 25 年度～令和 6 年度）

南小	H25		H26		H27		H28		H29		H30	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
	7 (6)	77 (75)	7 (6)	89 (87)	7 (6)	79 (77)	7 (6)	76 (75)	7 (6)	73 (72)	7 (6)	73 (72)
	H31		R2		R3		R4		R5		R6	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
	7 (6)	67 (65)	7 (6)	60 (59)	5 (5)	54 (54)	5 (5)	52 (52)	6 (5)	53 (51)	6 (5)	50 (48)

大江中	H25		H26		H27		H28		H29		H30	
	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒
	3 (3)	47 (47)	3 (3)	31 (31)	3 (3)	28 (28)	3 (3)	27 (27)	2 (2)	23 (23)	2 (2)	17 (17)
	H31		R2		R3		R4		R5		R6	
	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒
	2 (2)	13 (13)	3 (3)	26 (26)	4 (3)	32 (31)	4 (3)	36 (35)	4 (3)	32 (31)	3 (3)	31 (31)

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童生徒数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。